

PTA役員及び会計監査選出に関する細則

第1章 趣旨

第1条 この細則は、箕面市立彩都の丘学園PTA規約に基づいて必要な事項を定める。

第2章 役員を選出

第1条 役員^の立候補及び推薦は、推薦委員会で公募する。

第2条 役員^の免除要件は次の通りとする。

1. 本部役員を経験した者は、任期を終えた後に入学する児童・生徒も含め、永久免除とする。但し、再任は妨げない。
2. 前項の規定について、役員^の3分の2の賛成により適用を除外することができる。
3. 常任委員を務めた者でも、役員選出の対象者に含めるものとする。

第3章 会計監査の選出

第1条 前年度役員が選出する。但し原則として、本部役員(前年度会計以外)・委員経験者から選出する。

尚、1子1役の対象にならないが、当該年度の彩都おたすけ隊参加は免除とする。

第4章 細則の改正

第1条 この細則の運用に関する必要事項は、実行委員会で協議し決定するものとする。その内容については必要に応じて全会員に告知されなければならない。